

令和6年 所得税・住民税定額減税の調整給付

- ・「デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年 11 月2日閣議決定)」により、令和6年度において所得税分3万円と個人住民税所得割分1万円とを併せた4万円に減税対象人数を乗じた額の定額減税が行われる。
- ・今回の「調整給付」では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(給付金・定額減税一体支援枠)を活用し、**所得税、住民税から定額減税しきれない方に対し、その差額を調整して給付する。**

対 象	定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額(令和5年度分所得税額)」 又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者
定額減税 可 能 額	所得税分 = 3万円 × 減税対象人数 個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数 ※【減税対象人数】納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数
給 付 額	(1)+(2)の合算額(合算額を万円単位に切り上げ) (1) 所得税分定額減税可能額 — 令和6年分推計所得税額 (令和5年度分所得税額) (2) 個人住民税所得割分減税可能額 — 令和6年度分個人住民税所得割額
基 準 日	6月3日(事務処理基準日)
給付日程 (予定)	7月下旬に市から申請書発送予定 受付後順次給付 10月31日(予定)までに申請書を提出

- ◇ 補正予算額 **659,004千円**
調整給付金 **599,300千円** (対象人数 **20,000人**)
事務費 **59,704千円** (会計年度任用職員人件費、委託費、振込手数料等)
- ◇ 財源 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
【給付金・定額減税一体支援枠】(国 10/10)